

鹿角市郵便等入札実施要綱

(趣旨)

第1条 鹿角市が発注する建設工事、修繕、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務の提供等の契約（秋田県の電子入札システムを運用して行う入札は除く。）に係る条件付き一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を郵便等入札により実施する場合の取扱いに関して、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、郵便等入札とは、条件付き一般競争入札における入札公告（以下「入札公告」という。）又は指名競争入札における指名通知（以下「指名通知」という。）を行った入札案件について、入札書及び当該入札の入札公告又は指名通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を郵送又は持参のいずれかの方法により提出させる方式をいう。

(実施対象)

第3条 郵便等入札の実施対象となる競争入札は、契約検査室長へ依頼のあった入札案件から契約検査室長が選定する。

(入札公告等)

第4条 郵便等入札により競争入札を実施しようとするときは、入札公告又は指名通知においてその旨を記載するものとする。

(入札書等の提出方法等)

第5条 郵便等入札による競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書等をあらかじめ指定する日時までに到達するよう郵送又は持参のいずれかの方法により指定する場所に提出しなければならない。

2 入札金額が同価格で複数の入札者が落札候補又は落札となった場合は、くじにより落札候補者又は落札者の決定を行うため、入札参加者は、入札書に任意の3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、任意の3桁のくじ番号が記載されていないときは、999のくじ番号を割り当てるものとする。

(入札の辞退)

第6条 指名通知を受けた者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（様式第1号）を提出しなければならない。

2 入札書等を提出した者が、入札書等の提出後から入札書等の提出期限までの間に入札を辞退する場合においては、入札辞退届（様式第1号）を提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、一度提出した入札辞退届を撤回することはできない。

(入札辞退者があった場合の取扱い)

第7条 入札辞退者があった場合、条件付き一般競争入札においては、入札参加者が1人であっても入札を執行するものとする。ただし、入札を執行しない場合は、あらかじめ入札公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札書等の保管等)

第8条 契約担当者は、入札書等が郵便により到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を入札箱に投函し、開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 入札参加者は、持参の場合、入札書等を入札箱に投函し、契約担当者はこれを開札日時まで

厳重に保管しなければならない。

4 郵便等入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(開札)

第9条 郵便等入札の開札の執行にあたっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札公告又は指名通知で指定する提出期限より後に到達した入札
- (2) 競争入札に参加する資格を有しない者（入札に参加する権利を得た者以外の者）のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の全部を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 入札者の記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る金額を記載した者の入札
- (9) 最低制限価格を適用する入札において、最低制限価格を下回る金額を記載した者の入札
- (10) 鉛筆書き（黒、青の万年筆又はボールペン等以外）の入札
- (11) 第2条に規定する当該入札の入札公告又は指名通知で指定する書類が同封されていない入札
- (12) 同一の入札案件において、2以上の入札書を提出した者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札回数)

第11条 郵便等入札に付した場合の入札回数は、再入札を含め、2回までとする。

(落札候補者又は落札者がいない場合の手続)

第12条 入札執行者は、前条の規定による再入札を行ってもなお落札候補者又は落札者がいないときは、次の各号のいずれかの手続を行うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、入札者のうち最低の価格をもって入札した者と随意契約の協議（見積合せを含む。）をする。
- (2) 再度の入札公告又は指名替えによる入札を執行する。
- (3) 入札契約依頼課等へ仕様等の精査を求める。

(くじになった場合の取扱い)

第13条 開札の結果、落札候補又は落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同札者」という。）が2人以上あった場合においては、次の各号の順に行う手続により、落札者（事後審査にあつては、落札候補者及び落札候補者に落札決定されなかった場合に次に落札候補者となるべき者の順位）を決定するものとする。

- (1) 同札者に、鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年鹿角市訓令第73号）第4条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録された登録番号の小さい者から順に、0から番号をつける。
- (2) 入札者のくじ番号（3桁の番号）を全て加算する。
- (3) 前号で合算した数字を同札者数で除算して余りを出す。
- (4) 前号で出した余りの数字と第1号の数字が一致した者を落札者又は落札候補者とする。

- (5) 事後審査の場合であって、同札者が3人以上あるときは、第1号から前号までの順に行う手続により、落札候補者を決定した後、前号により決定された落札候補者を除外して再計算を行い、次順位者を決定する。以下、全ての同札者について同様に順位を決定する。

(入札を延期する場合等の措置)

第14条 郵便事情等の事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

- 2 郵便等入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第15条 郵便等入札により落札者を決定した場合は、速やかに入札者全員に、落札者及び落札金額を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第16条 郵便等入札により落札者を決定し契約を締結したときは、入札結果等を鹿角市建設工事入札結果等公表要綱（平成13年鹿角市訓令第13号）の規定により公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表を除き、郵便等入札の結果に関する照会には、応じないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

鹿 角 市 長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

入 札 辞 退 届

下記について〔 指名を受けましたが
競争入札参加資格確認申請書を提出しましたが
入札書等を提出していましたが 〕、都合により辞退します。

記

（工事・委託・物品）番号：

（工事・委託・物品）名：

辞退の理由：

（注）入札を事前に辞退する場合は、必ず辞退届を入札書の提出期限までに契約検査室まで提出してください。辞退届を提出することなく、入札しなかった場合は不誠実な行為となり、注意処分又は指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。なお、辞退届は郵送でも受付しますが、入札実施まで間に合わない場合は、必ず契約検査室まで連絡してください。